

暴力団等排除に関する誓約書

令和 年 月 日

鯖江市長 殿

住 所

商 号 等

代 表 者 職 氏 名

印
(実印)

私は、鯖江市と契約を締結し、その債務を履行するに際し、次の事項を誓約します。

- 1 自社(受注者が個人である場合にはその者)または自社の役員等(法人である場合は役員または支店もしくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)は、次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団または暴力団員がその経営または運営に実質的に関与している者
 - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (6) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 鯖江市との契約事案について、上記1 (1)～(6) に該当する者であることを知りながら下請契約または関連する契約(資材、原材料および物品の購入契約ならびにその他の契約)を締結することはありません。
- 3 上記1 (1)～(6) の該当の有無を確認するために、鯖江市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿ならびに競争入札参加資格審査申請書およびその添付書類に記載された情報等が福井県警察本部に提供されることについて同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、鯖江市との契約事案について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報するとともに、鯖江市に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、本契約の解除、違約金の請求その他の鯖江市が行う措置により不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てしません。